

相続税申告に係る業務委嘱についての予備的合意書

被相続人

生年月日

相続開始日

委任者は、被相続人に係る相続税の申告業務を受任者に委嘱する。

受任者は、善良なる管理者の注意義務をもって専門家（税理士）として相続税の申告業務を行う。

委任者は、相続税申告に必要な書類およびデータ等を遅滞なく受任者に提供する。

受任者は、提供された書類およびデータ等を相続税の申告という本来の目的にのみ使用し、そこから得られた個人情報については、守秘義務を遵守する。

委嘱の範囲の詳細については、別途口頭で受任者が説明し委任者が合意するものとする。
また、この委嘱に係る報酬の額については、別途口頭で受任者が説明し委任者が合意するものとする。

この予備的合意書は、相続税申告に係る業務委嘱の解除を妨げるものではありません。

年 月 日

委任者
相続人 代表

受任者
〒226-0003
神奈川県横浜市緑区鴨居 3-1-9-201
税理士 篠川徹太郎
TEL 045 (530) 3727